

根岸森林公園トイレ新築工事に伴う設計業務委託設計コンペ実施要項

1 趣旨

本設計コンペは、『横浜市公共建築 100 周年事業』の取組の一つとして実施するもので、学生を含めた若手設計者を対象とし、次世代の設計人材の発掘や育成につながることを期待しています。

今回対象の根岸森林公園は、日本初の洋式競馬が行われた場所で、東洋一の規模を誇っていた競馬場がありました。戦後米軍に接收された時期もありましたが、接收解除後に、なだらかな地形を生かし、多くの樹木が植わった森林公園として開園しました。大きな芝生広場が魅力で、休日などは、多くの人がかつろいでおり、特に桜の時期などはとても賑わいます。

この芝生広場に面した位置に、誰もが利用しやすく、周辺環境と調和したトイレを建築することで、利用者の利便性を高めると共に、より魅力ある公園とすることを目指します。

本設計コンペは、設計者を選定するプロポーザル方式ではなく、この公園に相応しい設計案を募集し、最も優れた設計案を選ぶものです。

2 本実施要項の扱い

本委託の受託候補者を特定するための手続き等は、建築局委託に関する設計コンペ実施取扱要綱のほか、本実施要項によります。

3 設計コンペ実施方法の概要

(1) 選定方法

本委託の受託候補者の特定にあたっては、設計案の提出を受け、原則として提出された設計案をもとにヒアリングを実施した上で、当該提案内容の評価を行います。

提案に対する評価は二段階とします。一次評価では、匿名非公開で書類評価により二次評価の対象となる5者程度の設計案を選定します。二次評価では、応募者本人による公開プレゼンテーションと質疑応答によるヒアリングを実施し、提案の内容と実現性を評価し、最も優れた設計案を最優秀設計案とし、次いで優れた設計案を優秀設計案として、それぞれ1点特定すると共に、その他入賞を特定します。最優秀設計案の提案者（又はその協力設計事務所）を受託候補者とし、優秀設計案の提案者（又はその協力事務所）を次点者として、それぞれ1者特定します。（以下、受託候補者等という。）

(2) 受託候補者等の特定に係る委員会等

受託候補者等の特定に関することは、下記の建築局第一入札参加資格評価・指名業者選定委員会委員（以下、選定委員会という。）で決定します。なお、設計案の評価に際しては、根岸森林公園トイレ設計コンペ評価委員から意見を聴取します。

- ア 選定委員会委員
- 建築局長（委員長）
- 建築局副局長

建築局企画部長
建築局住宅部長
建築局建築監察部長
建築局公共建築部長
建築局総務部総務課長
建築局公共建築部営繕企画課長
建築局公共建築部施設整備課長
建築局公共建築部電気設備課長
建築局公共建築部機械設備課長
財政局契約部契約第二課長

イ 根岸森林公園トイレ設計コンペ評価委員（以下、評価委員という。）

建築家／東京都立大学教授 小泉 雅生 氏
建築家／神奈川大学教授 曾我部 昌史 氏
建築家／中川エリカ建築設計事務所 代表 中川エリカ 氏
環境創造局公園緑地部長
建築局公共建築部長

4 スケジュール

実施要項配布開始	令和4年4月1日（金）
参加資格に関する質問受付	令和4年5月2日（月）9時～5月10日（火）17時
参加資格に関する質問回答	令和4年5月13日（金）
参加意向申出受付期間	令和4年5月16日（月）9時～5月27日（金）17時
参加資格確認結果通知	令和4年6月3日（金）までに通知
設計条件に関する質問受付	令和4年6月6日（月）9時～6月9日（木）17時
設計条件に関する質問回答	令和4年6月17日（金）
設計案受付期間	送付の場合 令和4年7月1日（金）～7月15日（金）17時必着 持参の場合 令和4年7月13日（水）～7月15日（金）各日13時～17時
一次評価結果公表	令和4年8月4日（木）（予定）
二次評価（公開ヒアリング）	令和4年8月22日（月）午後
受託候補者の公表	令和4年9月上旬（予定）

5 業務委託契約の締結について

受託候補者とは、下記について（3）に示す概算予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。何らかの事由により、受託候補者と契約に至らなかった場合には、次点者と業務委託契約を締結します。なお、委託条件・仕様書等については、契約段階で若干の修正を行うことがあります。

（1）業務委託契約名

根岸森林公園トイレ新築工事に伴う設計業務委託

(2) 業務委託契約における内容、成果品、条件・仕様等
別添「横浜市建築局建築設計業務委託特記仕様書」のとおり

(3) 業務委託契約の概算予定価格の上限
約 4,700 千円 (税込み)

(4) 担当部課
建築局公共建築部施設整備課、電気設備課、機械設備課

(5) 一連の業務委託
根岸森林公園トイレ新築工事に関する一連の業務として、以下の委託契約を予定しています。また、各業務委託契約は、予算の成立が前提となり、本市による施策の転換などやむを得ない事由により契約を行わない場合があります。

ア 設計

契約締結日 から 令和 5 年 3 月 31 日まで (今回)

イ 工事監理

令和 5 年 6 月頃 から 令和 6 年 1 月頃まで (予定)

6 設計条件

(1) 対象建築物
根岸森林公園トイレ (外構含む)

(2) 敷地概要
ア 敷地場所
横浜市中区根岸台 (参考資料 (案内図) 参照)

イ 敷地面積
184,059 m²

ウ 用途地域等
第 1 種低層住居専用地域 (建蔽率 40%、容積率 80%)、防火指定なし

(3) 計画概要
別添、参考資料 (配置図) に示した「建築可能範囲」内へ、トイレを新築します。また、当該地と園路との高低差を解消するために、「外構施工可能範囲」内の計画も合わせて設計する必要があります。

ア 構造
木造 又は 一部木造

イ 階数
地上 1 階建

ウ 延床面積
50 m²以下

エ 構成
男子トイレ (大 1、小 3、手洗い)、女子トイレ (大 3、手洗い)、バリアフリー
トイレ (オストメイトの機能を有する)、掃除用具入れ

(4) 予定工事費

50,000 千円以下（税込み）

上記予定工事費内で、実現可能な提案としてください。なお、工事費には建築工事費（外構工事を含む）、電気設備工事費、機械設備工事費を含みます。

（５）評価の着眼点

ア 周辺環境と調和したデザイン

大きな芝生と、それを囲むように包む深緑の森をもつ根岸公園にふさわしい、豊かな自然に調和し、さらに魅力的な公園となるトイレを目指します。

イ 施設利用者の利便性や快適性

根岸森林公園は多くの人がかつろいだり、運動をしたり、様々に過ごす空間となっています。多様な利用者が快適に過ごすことに寄与するトイレを目指します。

ウ 施設管理者の清掃・点検・維持保全等の管理全般への配慮

公園利用者が気持ちよく利用できるよう、維持・清掃などの管理のしやすいトイレを目指します。

エ 脱炭素社会の実現を踏まえた環境配慮

「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」「横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針」を踏まえ、トイレという規模にふさわしい環境配慮に取り組むトイレを目指します。

オ ライフサイクルコスト

公共建築物にふさわしい、長寿命化を実現できるトイレを目指します。

（６）その他の条件

本設計コンペにおいて評価された最優秀設計案は実際に事業化されるため、優れた提案であることと同時に特にコスト、構造、施工性について、実現可能性を有していることを求めます。

7 参加資格等

（１）参加資格

提案者は次のすべてを満たす者とします。

ア 建築士又は建築士を志す（学生を含む）者

イ 昭和 56 年 4 月 2 日以降に生まれた者（40 歳以下）

ウ 参加意向申出の期限から受託候補者等の特定の日までの期間中に、「横浜市指名停止等措置要綱」の規定による停止措置を受けていない者

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者

オ 成年被後見人、被補佐人及び被補助人でない者

カ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない、及びその開始決定がされていない者

キ 銀行取引停止処分を受けていない者

ク 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく再生手続開始の申立、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者（更正又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと

横浜市が認めた者を除く)

ケ 評価委員の親族でない者

(2) その他

ア 全員が(1)参加資格を満たす4人以下の共同応募を可能とします。

イ 応募者(共同応募を含む)1者につき1提案としてください。

8 参加資格に関する質問受付及び回答

本設計コンペの参加資格についての質問回答は以下のとおりです。なお、個人に関する質問については一般論で回答し、個別の案件には回答できません。また参加資格に関しない質問には回答しません。

(1) 質問受付

ア 質問期間

令和4年5月2日(月)9時～5月10日(火)17時

イ 質問方法

横浜市電子申請・届出システム(本市ホームページ上に掲載)にて受付。電話では受け付けません。

(2) 質問回答

ア 回答日

令和4年5月13日(金)

イ 回答方法

本市ホームページにて公表

9 参加意向申出の手続き

本設計コンペの参加意向申出の手続きは以下のとおりです。

(1) 受付期間

令和4年5月16日(月)9時～5月27日(金)17時

(2) 登録方法

横浜市電子申請・届出システム(本市ホームページ上に掲載)より登録して下さい。

(3) 参加資格確認結果通知

参加意向申出者のうち、参加資格を有すると認められた者に対し通知します。参加資格を有すると認められない者に対しては、認められない旨とその理由を書面(参加資格確認結果通知書)により通知します。

ア 通知日

令和4年6月3日(金)までに通知

イ 通知方法

参加資格確認結果通知に関するメールを送付します。

メール受信後、横浜市電子申請・届出システムのマイページより参加資格確認結果通知書をダウンロードしてください。

(4) その他

当該委託の契約手続きは、建築士事務所登録されている設計事務所と契約すること

になります。そのため、登録された設計事務所に所属していない応募者（学生等）は、参加意向申出時又は設計案提出時に、特定された場合に共同体制を構成し、設計及び監理を行う設計事務所名を記載することができます。その場合、市は記載の設計事務所と設計及び工事監理業務委託契約を締結します。

共同体制を構成する設計事務所について、依頼できる設計事務所がない場合、下記設計団体が窓口となり相談可能です。

なお、共同体制を構成する設計事務所の記載がない場合は、別途、市が選定した設計事務所と設計及び工事監理業務委託契約を締結します。

●一般社団法人 神奈川県建築士会

電話番号：045-201-1284

受付時間：月～金曜日（祝日除く）9時～12時、13時～17時

●一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会横浜支部

電話番号：045-226-3551

受付時間：月、水、金曜日 13時～16時

●公益社団法人 日本建築家協会関東甲信越支部神奈川地域会（J I A神奈川）

電話番号：045-663-2745

受付時間：月、木曜日 10時～16時

●一般社団法人 横浜市建築士事務所協会

電話番号：045-662-1337

受付時間：月～金曜日（祝日除く）9時～12時、13時～17時

●横浜市建築設計協同組合

電話番号：045-662-6557

受付時間：月～金曜日 10時～17時

10 設計コンペの内容に関する質問受付及び回答

本設計コンペの内容についての質問回答は以下のとおりです。

（1）質問受付

ア 質問受付期間

令和4年6月6日（月）9時 ～ 6月9日（木）17時

イ 質問方法

横浜市電子申請・届出システム（本市ホームページ上に掲載）にて受付。電話では受け付けません。

（2）質問回答

ア 回答日

令和4年6月17日（金）

イ 回答方法

本市ホームページにて公表

11 設計案の提出

（1）設計案

ア 提出物

- ・ A 1 用紙- 1 枚（横使い） 1 部
- ・ 上記の P D F データ（10MB 以内）

イ 記載内容

- ・ 設計趣旨、配置図（平面図兼用可）、平面図、立面図、断面図、外観パース（模型写真でも可）等、その他設計意図のわかるもの（縮尺自由）。

ウ 注意事項

- ・ A 1 用紙はパネル化せず紙で提出すること。
- ・ 文字は見やすい大きさ（10pt 以上）とすること。文字が小さく判読が難しい場合は、その部分を評価の対象としないことがあります。
- ・ 設計案には、用紙右上の角（縦 2 c m × 横 5 c m の範囲内）に、参加資格確認結果通知書に記載の登録番号を記入すること。
- ・ 応募者や応募者が所属する設計事務所や大学名等、個人を特定できるような情報を記載しないこと。応募者個人を特定できるような情報が記載されている場合は、事務局にて当該部分を黒塗りします。
- ・ 模型の提出は不可とします。

（2）受付期間

A 1 用紙及び P D F データを下記受付期間内に提出してください。

ア A 1 用紙

（ア）送付の場合

令和 4 年 7 月 1 日（金）～ 7 月 15 日（金）17 時必着

（イ）持参の場合

令和 4 年 7 月 13 日（水）～ 7 月 15 日（金）各日 13 時～17 時

イ P D F データ

令和 4 年 7 月 11 日（月）9 時～ 7 月 15 日（金）17 時

（3）提出場所及び方法

ア A 1 用紙

（ア）送付の場合

- ・ 提出に要する費用の負担は提出者の負担とします。
- ・ 朱書きで『設計コンペ設計案』と明記し、書留郵便、宅配便等の配達記録が残るものに限ります。

（イ）持参の場合

- ・ 持参する場合の提出場所は横浜市役所 1 階（資料（設計案持参提出場所）参照）です。

イ P D F データ

- ・ 電子データは横浜市電子申請・届出システムで登録してください。詳細は別途本市ホームページで連絡します。

12 事務局

横浜市建築局公共建築部営繕企画課

担当：高松、能上

場所：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 24階

電話：045-671-2916

電子メール：kc-competition@city.yokohama.jp

13 一次評価

(1) 評価の方法

一次評価は匿名非公開で設計案を評価委員が評価し、事務局がとりまとめ、選定委員会へ報告し、選定委員会が一次評価通過者を5者程度選定します。

(2) 一次評価結果の公表

一次評価結果は、8月4日（予定）に本市ホームページで公表します。また、一次評価通過者には、二次評価の案内を直接通知します。なお、評価結果に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けません。

14 二次評価

(1) 評価の方法

二次評価では、ヒアリング（応募者本人による公開のプレゼンテーションと評価委員による質疑応答）を行います。

(2) 日程及び会場

ア 日程

8月22日（月）15時から（予定）

イ 会場

関内ホール 大ホール

(3) ヒアリングの概要

ア ヒアリングは一般公開とし、応募者本人によるプレゼンテーションと評価委員による質疑応答により行います。

イ プレゼンテーションは、発表時間10分以内で設計案に記載した内容の説明を行います。PC（パワーポイント等）及びプロジェクターを使用した説明も可能ですが、映像表示する内容は一次提出物の内容の範囲に限ります。また、模型の持ち込みは可とします。その後、評価委員による質疑応答を行います。詳細は一次評価の通過者に通知します。

ウ 一次評価通過者が欠席の場合は棄権として取り扱い、評価の対象から除外します。

エ ヒアリングの順番は当日に抽選によって決めるものとします。

オ 二次評価に先立ち、一次評価通過者の資格確認（身分証明書による年齢確認）を行います。詳細は一次評価通過者に通知します。

15 受託候補者等の特定

(1) 受託候補者等の特定

評価委員が二次評価を行い、事務局がとりまとめ、選定委員会へ報告し、選定委員会が最優秀設計案の提案者（又はその協力設計事務所）を受託候補者とし、優秀設計

案の提案者（又はその協力事務所）を次点者として、それぞれ1者特定します。

（2）受託候補者の公表

受託候補者等は、評価経緯及び二次評価での講評等とともに本市ホームページ上で公表します。また、受託候補者及び次点者に結果を通知します。

16 現場説明会

現地説明会は開催しません。現状の当該地を見学する場合は、公園利用者に迷惑をかけるないように十分注意してください。

17 無効となる設計案

- （1）提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
- （2）設計案に記載すべき事項の全部が記載されていないもの
- （3）設計案に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- （4）虚偽の内容が記載されているもの
- （5）建築局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会において不適格と判断した者の設計案
- （6）提案資格が失効した者の設計案
- （7）設計案の評価及び特定に関して、3（2）に示す委員と接触があった者の設計案
- （8）二次評価に参加しなかった者の設計案

18 その他の留意事項

- （1）設計案等の作成及び提出、二次評価等に関する費用は、応募者の負担とします。
- （2）手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とします。
- （3）提出物等は、返却しません。
- （4）提出期限以降における設計案の差替え及び再提出は認めません。
- （5）本設計コンペの応募に際して記入した氏名・住所・所属等の個人情報、本設計コンペの選定手続きのみを目的として利用することとしており、当関係者以外の第三者に個人情報を開示・提供しません。
- （6）設計案の取扱い
 - ・設計案は、受託候補者等の特定以外に応募者に無断で使用しないものとします。
 - ・設計案は、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
 - ・設計案は、評価及び受託候補者等の特定を行うために又は公開等の際に必要な範囲複製を作成することがあります。
- （7）最優秀設計案、優秀設計案等は、設計案・氏名・所属等を選定過程と共に本市ホームページ等で公開する予定です。なお、氏名・所属等の公開を望まない場合は非公開とすることができます。
- （8）提出された設計案の著作権は、その応募者に帰属することとしますが、横浜市は公開する権利を持つこととします。また、設計案の著作権を第三者に譲渡及び承継することはできないものとします。

- (9) 他者の著作権に抵触する画像、文書などの使用、及び、雑誌、書籍、ホームページ等からの無断借用は認めません。評価後に著作権侵害などの疑義が発覚した場合、これを取り消します。また、設計案について著作権侵害などが発覚した場合、全ての責任は応募者が負うものとします。
- (10) 著作権侵害、提案資格の虚偽申請、その他受託者としてふさわしくないことが発覚した場合、市は選定委員会及び評価委員と協議の上、最優秀設計案の応募者と契約しない場合があります。
- (11) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画の変更又は中止をする場合があります。この場合、応募者に対して市は一切の責任を負わないものとします。
- (12) 契約にあたっては、契約書の作成を要します。
- (13) 実際に建築する際には、機能・維持管理上、法規上及び予算上等の理由により、協議の上、提案内容を一部変更する場合があります。
- (14) 本業務を受注した設計事務所（協力を受ける他の設計事務所を含む。）が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことはできないものとします。
- (15) この要領に定めることのほか、本設計コンペを行うために必要な事項が生じた場合は、本市が選定委員会及び評価委員と協議の上、これを定め、応募者に通知します。